

事業者殿

(一社)熊谷地区労働基準協会
(免税事業者)

保護具着用管理責任者教育 開催の案内

令和6年4月から、労働安全衛生規則等の改正する省令により、事業者は化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を着用させるときは「保護具着用管理責任者」の選任が必要になりました。同責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任していただく他、選任できない場合は通達で定めるカリキュラムによった「保護具着用管理責任者教育」を受講した方から選任しなければならないこととされています。

また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、同責任者の選任を受けた方についても、同教育を受講していただくことが望ましいとされました。

事業者の皆様は、選任予定の方に本教育を受講させて、必要な知識と実務能力を習得していただき「保護具着用管理責任者」を選任して下さい。

記

- 1 日 時 12月21日(月) 9時35分～17時30分 (受付開始9時20分)
- 2 講習会場 熊谷文化創造館さくらめいと 会議室1 熊谷市拾六間111番地1
JR高崎線籠原駅南口下車 徒歩約15分 タクシー約5分
- 3 申込先 (一社)熊谷地区労働基準協会
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストンビル1階
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
- 4 講習人員 **60名 募集締切り12月9日(水) (最少催行数20名) (定員超過時はキャンセル待ち)**
- 5 講習科目 学科 ①保護具着用管理②保護具に関する知識③労働災害の防止に関する知識④関係法令
実技 ⑤保護具の使用等方法
- 6 修了証 全課程の修了者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
- 7 講習費用 **13,750円【内訳:受講料10,000円消費税1,000円、テキスト代2,500円消費税250円】**
熊谷協会員12,760円【内訳:受講料9,100円消費税910円、テキスト代同上】
※支払いは振込でお願い致します。※納入いただいた講習費用はお返し致しません。
※申込み後のキャンセル及び別日時への変更はできません。ご了承ください。
なお、都合がつかなくなった場合、締切日迄は連絡のうえ受講者の変更は可能です。
- 8 申込方法 まず申込書に必要事項を記入のうえ熊谷地区労働基準協会宛にFAXをお送り下さい。
協会はFAX受信後、記入項目を確認のうえ『受付通知票』をFAXで返信通知します。
『受付通知票』を受信後、協会宛に『申込書原本と返信用封筒(切手貼宛名記入)』を2週間以内に送って下さい。『受講票』を返信用封筒で送ります。当日受付へ提出して下さい。
『申込書原本』発送後、2週間後までに『受講票』が届かない場合は必ずお問合せ下さい。
請求書は申込者全員に発行します。
※受付は9時30分～16時まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
- 9 振込先 埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0455112
(一社)熊谷地区労働基準協会 宛(振込手数料はご負担願います)
※銀行発行の振込金受取書(振込明細書)を、領収書の代わりとさせていただきます。
※講習費用納入期限は12月9日(水)です。期限までに費用を必ず納入して下さい。
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
- 10 その他 (1)テキストは講習当日お渡しします。(2)当日の代替者の出席受講は認めません。
(3)講習中は全ての電子機器類は使用禁止です。違反行為者は退場していただきます。
(4)昼食は各自でご用意下さい。会場での飲食可。講習中はマスク着用をお願いします。
(5)駐車場完備500台。熊谷市条例により会場と敷地内(含自動車内)は全て禁煙です。

■受講申込書は別紙にあります。申込者複数の場合はお手数ですがコピーして使用下さい。 01